

川崎病院 エネルギーサービス事業

募集要項

令和元年6月

(令和元年6月20日訂正版)

川崎市病院局

－ 目 次 －

1	事業目的	1
2	募集要項の位置づけ	2
3	言葉の定義	2
4	事業概要	3
4. 1	事業内容	3
(1)	事業名称	3
(2)	事業概要	3
(3)	契約方式	3
(4)	現状の施設・設備概要	3
4. 2	業務の範囲	4
(1)	設計業務	4
(2)	施工業務	4
(3)	工事監理業務	4
(4)	維持管理・運営管理業務	4
(5)	その他	4
4. 3	事業期間	5
4. 4	支払い条件	5
(1)	BT0方式のエネルギーサービス費	5
(2)	BT方式のエネルギーサービス費	5
4. 5	遵守すべき法制度等	5
4. 6	事業スケジュール	5
(1)	本事業の公募スケジュール	5
(2)	本事業の想定スケジュール	5
(3)	基本計画における再編整備の想定スケジュール	6
4. 7	公募書類等と交付方法と閲覧場所	6
4. 8	配布資料	6
5	プロポーザル参加に関する条件等	7
5. 1	プロポーザル参加者の備えるべき資格要件等	7
(1)	単体企業の資格要件	7
(2)	共同企業体の資格要件	8
(3)	共同企業体の構成員の参加資格	8
5. 2	企画提案書の作成、提出方法等の手続き	8
5. 3	その他	8
6	優先交渉権者の選定	9
6. 1	基本方針	9
6. 2	選定の方法	9
6. 3	選定の基準	9
6. 4	優先交渉権者及び次点者の選定	9
6. 5	選定結果の公表	9
6. 6	評価委員会事務局	9
7	契約手続き等	9
7. 1	基本協定書、基本合意書、事業契約書の締結	9
7. 2	リスク分担	10

1 事業目的

川崎市立川崎病院（以下「川崎病院」という。）は、竣工後 19 年以上が経過しており、施設の狭隘化や施設・設備の老朽化、多摩川氾濫等の水害が起きた場合、地下 1 階に設置されている機械設備の水没による機能停止などが課題となっています。

川崎市（以下「本市」という。）では、平成 27 年 3 月に策定した「市立川崎病院におけるスマート化の基本方針」などを踏まえ、平成 30 年 3 月に「川崎市立川崎病院医療機能再編整備基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定しました。基本計画では、病院機能を維持しながらの設備更新計画として、エネルギー棟、給水ポンプ棟及び救命救急センター棟を増築することで施設の狭隘化や施設・設備の老朽化を解消し、水害への対応能力の強化、施設の充実と安全性の向上を目指しています。また、エネルギー棟については、機械設備の最適化による建設費の圧縮や省エネルギー技術・運用などの民間ノウハウを活用するために民間事業者による整備とする方針としています。

本事業は、基本計画に基づき、民間事業者の優れたノウハウを活かし、効果的かつ効率的な医療機能再編整備の実現を図るエネルギーサービス事業を導入するものです。本募集は、エネルギーサービス事業を導入するに当たり、本市にとって最も優れていると考えられるエネルギーサービス事業の企画提案者（以下「ES 事業者」という。）を選定するための公募型プロポーザルとなります。選定された ES 事業者は、優先交渉権者として、本市とエネルギーサービス事業の基本協定の締結に向けて協議します。また、基本協定締結後、着工前に基本合意の締結に向けて協議し、その後、エネルギーサービス事業契約については、竣工前までに締結に向けて協議を行い、それぞれ合意に至った場合、基本合意、事業契約を締結し、本事業を実施するものとします。

2 募集要項の位置づけ

本募集要項は、エネルギーサービス事業の公募型プロポーザルを実施するに当たり、参加資格や企画提案書に係る審査・評価方法等の諸条件のほか、手続等について応募者に示すものです。提出書類等の作成に当たっては、精読の上、遺漏のないように努めてください。

3 言葉の定義

- ・ エネルギーサービス施設

建設するエネルギー棟及び移設更新する発電設備、熱源機器等のエネルギーサービス設備（以下「ES 設備」という。）等を含む施設をいいます。

- ・ 給水ポンプ・医療用ガス施設

建設する給水ポンプ棟及び移設更新する給水ポンプ設備、医療用ガス設備等を含む施設をいいます。

- ・ BT(Build Transfer)方式

ES 事業者が施設を設計・施工し、施設完成直後に本市に所有権を移転し、本市が維持管理及び運営を行う方式をいいます。

- ・ BTO(Build Transfer and Operate)方式

ES 事業者が施設を設計・施工し、施設完成直後に本市に所有権を移転し、ES 事業者が維持管理及び運営を行う方式をいいます。

4 事業概要

4.1 事業内容

(1) 事業名称

川崎病院エネルギーサービス事業

(2) 事業概要

川崎病院エネルギーサービス事業とは、下記(4)の表中※に示す機器及びその補機類が現状担っている電力・冷温熱・蒸気供給機能、上水・医療用ガスの供給機能を新たに担う設備を病院敷地内の別位置に新設し、4.3に示す事業期間中、ES設備等の運営管理を担う事業です。

(3) 契約方式

契約方式は、BT方式とBT0方式を複合したエネルギーサービス契約とし、各方式の対象施設を以下に示します。

		B (Build)	T (Transfer)	O (Operate)
エネルギーサービス施設	エネルギー棟	○	○	—
	ES設備	○	○	○
給水ポンプ・医療用ガス施設	給水ポンプ棟	○	○	—
	給水ポンプ設備・医療用ガス設備	○	○	—

(4) 現状の施設・設備概要

建物 概要	施設名称	川崎市立川崎病院		
	所在地	川崎市川崎区新川通12番1号	規模	延床面積 49,890.18㎡
	用途	病院		地下1階 地上15階 (PH2階)
	竣工	平成10年 (B、C棟) 、 平成12年 (A棟)		
電力	受電方式	高圧6,600V 2回線受電 (本線・予備電源)		
ガス	供給圧力	熱源用/中圧B 厨房用/低圧一般		
設備 概要	電気設備 (変圧器)	動力：500kVA×8台、300kVA×5台、200kVA×1台 電灯：500kVA×3台、300kVA×3台、200kVA×4台		
	発電設備	常用：ガスエンジン 500kW (停電運用あり) ×3台 ※ 非常用：ガスタービン (A重油) 2,000kVA×1台 地下オイルタンク：15,000L×1台、20,000L×2台		
	空調設備	蒸気吸収冷凍機：700Rt×2台、300Rt×1台 ※ 蒸気・温水吸収冷凍機：300Rt×1台 ※ 蒸気ボイラ：6.0t×2台、3.0t×1台 ※ 間接蒸気発生器：1.8t×2台 ※ 空冷パッケージエアコン		

空調方式	セントラル空調＋個別空調併用
衛生設備	揚水設備：上水揚水ポンプ 37kW×2 台 ※ 医療用ガス設備：空気供給設備（コンプレッサー11kW×4 台等） ※ 吸引設備（吸引ポンプ 15kW×2 台等） ※ 給湯設備：蒸気加温貯温槽 低層階用/4.7t×2 台 高層階用/7.0t×2 台 予熱タンク 7.0t×1 台 中水利用：雨水を雑用水として利用

4. 2 業務の範囲

ES 事業者が担当する主な業務を以下に示します。詳細は、配布資料「要求水準書」によります。

(1) 設計業務

- ・ エネルギーサービス施設、給水ポンプ・医療用ガス施設の設計業務
- ・ その他付随業務

(2) 施工業務

- ・ エネルギーサービス施設、給水ポンプ・医療用ガス施設の施工業務
- ・ その他付随業務

(3) 工事監理業務

- ・ エネルギーサービス施設、給水ポンプ・医療用ガス施設の工事監理業務
- ・ その他付随業務

(4) 維持管理・運営管理業務

- ・ ES 設備の維持管理業務
- ・ ES 設備の運営管理業務
- ・ システム COP の保証
- ・ その他付随業務

(5) その他

- ・ 建設費などの資金調達
- ・ 所有権移転に伴う諸手続き
- ・ 埋設物調査などの事前調査
- ・ 周辺影響調査、ばい煙、騒音調査及びその対策業務
- ・ 補助金を活用する場合における補助金申請手続き・報告等の各種業務
- ・ 各種調整業務
- ・ その他付随業務

4. 3 事業期間

本事業の契約期間は、契約締結日から ES 設備の運用開始日の 15 年後までとします。なお、ES 設備の運用開始日は 2022 年 4 月を予定していますが、建設スケジュール等を踏まえて ES 事業者と本市にて協議を行うものとします。

4. 4 支払い条件

(1) BT0 方式のエネルギーサービス費

- ・設計・施工・所有権移転までの業務に対応するサービス費用は、ES 設備の所有権移転以降に一括支払いとします。
- ・所有権移転後の業務に対応するサービス費用は、ES 設備の運用開始から契約期間満了まで翌々月での後払いで毎月均等支払いとします。

(2) BT 方式のエネルギーサービス費

- ・エネルギー棟、給水ポンプ・医療用ガス施設の所有権移転時に一括支払いとします。

4. 5 遵守すべき法制度等

本事業を実施するに当たり、遵守すべき法制度等については、配布資料「要求水準書」によります。

4. 6 事業スケジュール

(1) 本事業の公募スケジュール

内容		日付
1	公告	2019年6月10日(月)
2	参加意向申出書の提出期限	2019年6月24日(月)
3	提案資格確認結果の通知※函面等追加資料の配布 ※ウォークスルー調査・ヒアリング日時の通知	2019年7月1日(月)
4	ウォークスルー調査	候補日：2019年7月9日(火)、10日(水)、11日(木)
5	質問の提出期限	2019年7月16日(火)
6	質問への回答	2019年7月30日(火)
7	企画提案書の提出期限	2019年10月1日(火)
8	ヒアリング及び質疑	2019年10月中旬
9	優先交渉権者・次点者の選定及び通知	2019年10月下旬
10	基本協定締結	2019年11月
11	基本合意締結	2020年7月～2020年10月
12	事業契約締結	2022年3月

(2) 本事業の想定スケジュール

2019年												2020年												2021年			...	2022年	
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	...	3月				
プロポーザル						基本設計 (承認期間含む)						実施設計						承認・確認申請等						施工					

※実際の本事業の設計・施工などの建設スケジュールは、ES 事業者と本市で協議します。

(3) 基本計画における再編整備の想定スケジュール

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
エネルギーサービス施設・ 給水ポンプ・医療用ガス施設	設計・施工						
救命救急センター棟・既存病院棟	基本・実施設計		増築・改修工事				

※救命救急センター棟増築・既存病院棟改修のスケジュールは変更となる可能性があります。

4. 7 公募書類等と交付方法と閲覧場所

「川崎市立川崎病院医療機能再編整備基本計画」、「市立川崎病院におけるスマート化の基本方針」、募集要項（本要項）、要求水準書、応募資料作成要領、優先交渉権者選定基準、リスク分担表（案）、様式集1は、川崎市病院局のホームページに掲載します。また、次に掲げる期間・場所で閲覧可能です。なお、その他の配布資料は、参加資格が認められたプロポーザル参加者に対しDVD-Rにて提供します。

(1) 閲覧期間

公告日から2019年6月24日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(2) 閲覧場所

川崎市病院局経営企画室

〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル7階 電話 044-200-3609

4. 8 配布資料

（公募時に配布する資料）

- ・ 川崎市立川崎病院医療機能再編整備基本計画 ※
- ・ 市立川崎病院におけるスマート化の基本方針 ※
- ・ 募集要項（本要項）
- ・ 要求水準書
- ・ 応募資料作成要領
- ・ 優先交渉権者選定基準
- ・ リスク分担表（案）
- ・ 様式集1

※病院局ホームページの下記URLで確認ください。

<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/plan/iryoukinou.html>

(参加資格が認められたプロポーザル参加者に配布する資料)

- ・ 様式集 2
- ・ 基本協定書 (案)
- ・ ウォークスルー調査実施要領書
- ・ ヒアリング実施要領書
- ・ 既存病院棟の図面 (電気設備、空気調和設備、衛生設備、自動制御)
- ・ 過去の地質調査結果 (柱状図)
- ・ 中央監視ポイントリスト
- ・ エネルギー棟 平面図 (基本計画)
- ・ 敷地内 動線計画図
- ・ 事業導入範囲について
- ・ 配管ルート (イメージ)
- ・ 負荷条件
- ・ 【現状+救命救急センター棟】医療用ガス容量計算書 (基本計画)
- ・ システム COP およびボーナス・ペナルティ金額の算定方法
- ・ その他資料

5 プロポーザル参加に関する条件等

次に掲げる条件をすべて満たした単体企業又は共同企業体で、かつ、企画提案書の提出者の資格を有することの確認を受けなければなりません。

5. 1 プロポーザル参加者の備えるべき資格要件等

(1) 単体企業の資格要件

- ア 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- ウ 参加意向申出書の提出期限から優先交渉権者の特定する期日までの間のいずれの日においても、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- エ 延床面積 20,000m²以上の病院に対し、エネルギーサービス事業他又は ESCO 事業の実績があること。
- オ エのエネルギーサービス事業他とは、電気、ガス等のエネルギーを電気、冷水、温水、給湯、蒸気等の加工エネルギーに変換する施設を建設、運用・維持管理する事業をいう。
- カ エの ESCO 事業とは、中央熱源方式で冷熱源容量 800Rt 以上の更新を伴った事業をいう。
- キ 平成 31・32 年度川崎市工事請負有資格者名簿又は川崎市業務委託有資格者名簿に登録されていること。ただし、参加意向申出書を提出した時点で、登録が完了していない場合は、令和元年 9 月 13 日までに申し込みを行い、令和元年 10 月 1 日までに登録を完了させること。登録が完了した場合、業者番号を本市へ速やかに通知すること。

- ク 川崎病院エネルギーサービス導入支援業務に関する業務委託契約を締結している事業者ではないこと。当該事業者には、川崎病院エネルギーサービス導入支援業務に関する業務委託契約を締結している事業者と資本面及び人事面において関連のあるものを含む。（「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）
- ケ 本要項公表以降に、川崎市立川崎病院エネルギーサービス事業プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）の委員に本プロポーザルに関して接触したものは参加資格を失う。
- コ 川崎市暴力団排除条例(平成 24 年川崎市条例第 5 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条第 7 号に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- サ 神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年神奈川県条例第 75 号)第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反している者でないこと。
- シ 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前 2 号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

- ア (1)キの条件について、共同企業体として満たしていること。
- イ 共同企業体の構成員は、5 者以内とする。
- ウ 共同企業体を構成する構成員の少なくとも 1 者は、(1)エの条件を満たしていること。
- エ 共同企業体の代表者となる構成員は、(1)エに掲げる実績等を踏まえて構成員間で決めること。

(3) 共同企業体の構成員の参加資格

- ア (1)のアからウ及びクからシに掲げる資格条件を全て満たしている者であること。

5. 2 企画提案書の作成、提出方法等の手続き

- ・配布資料「応募資料作成要領」を参照してください。

5. 3 その他

- ア 優先交渉権者は、企画提案書の内容を確実に履行してください。ES 事業者の責により企画提案書の内容を履行できない場合は本市と協議し同等の対応を行うこととします。なお、企画提案書の履行状況が悪質と認められる場合は契約を解除し損害賠償の請求を行うことがあります。
- イ 本プロポーザルのために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。
- ウ プロポーザルは、優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務において

必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

- エ 優先交渉権者が、参加意向申出書の提出期限から優先交渉権者の特定する期日までの間に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、優先交渉権者として特定されている場合は、次点者と手続を行います。

6 優先交渉権者の選定

6. 1 基本方針

優先交渉権者は、提出された企画提案書の内容を評価し選定します。なお、企画提案書の評価及びプロポーザル参加者に対するヒアリングは、公平性、透明性、客観性を確保した評価を行うことを目的に、学識経験者等により構成する評価委員会において行います。なお、委員構成については、配布資料「優先交渉権者選定基準」を参照してください。

6. 2 選定の方法

優先交渉権者の選定方法については、配布資料「優先交渉権者選定基準」に従って行います。

6. 3 選定の基準

選定の基準については、配布資料「優先交渉権者選定基準」を参照してください。

6. 4 優先交渉権者及び次点者の選定

評価委員会の評価結果を踏まえ、本市は評価点の最も高い企画提案者を優先交渉権者として特定し、次に評価点の高い企画提案者を次点者として特定します。

6. 5 選定結果の公表

選定結果は各提案者に個別に通知するほか、本市ホームページにて公表します。

6. 6 評価委員会事務局

川崎市病院局経営企画室

7 契約手続き等

7. 1 基本協定書、基本合意書、事業契約書の締結

優先交渉権者と本市は、優先交渉権者特定後、基本協定書を締結します。基本協定書は配布資料「基本協定書（案）」を基に協議の上、決定するものとします。基本協定書の締結後は、実施設計業務完了後、エネルギーサービス施設及び給水ポンプ・医療用ガス施設の着工前までに、基本合意書を締結し、エネルギーサービス施設及び給水ポンプ・医療用ガス施設の完成前、ES 設備運用開始前までに事業契約書を締結します。基本合意書及び事業契約書の内容については優先交渉権者と本市が協議を行った上で決定するものとします。

優先交渉権者は、基本合意書締結前の段階で、設計内容を踏まえた事業計画と事業契約期間中のエネルギーサービス費及び支払条件について、本市に提出してください。当該エネルギーサービス費については、企画提案時に提出していただいたエネルギーサービス費以下を基本としますが、追加サービス提案の採用や要求水準の変更等の設計変更があった場合及び市況の変動などの事由が発生する等の大幅な価格変動事由が発生した場合は、本市と協議することとします。

優先交渉権者が、基本協定書の締結までに参加資格の要件を満たさなくなった場合、本市は優先交渉権を取り消し、次点者との間で別途基本協定書の締結に向けた交渉を行います。なお、優先交渉権者は、事業契約書の締結ができないことが明らかとなった場合は、本市に対し、速やかに理由を記載した文書（様式任意）に提出することとします。

7. 2 リスク分担

優先交渉権者と本市は、基本合意書締結までの間に、リスク分担について確認します。優先交渉権者と本市のリスク分担については、配布資料「リスク分担表（案）」を基に優先交渉権者と本市で協議を行います。

なお、原則として、本事業に伴い発生するリスクについては ES 事業者が負うものとします。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとします。